

ひがしん ビジネスフェア 2024

出展の手引き

両国国技館

開催日 2024年 11月22日（金）

■主催者事務局

東京東信用金庫

ひがしんビジネスフェア事務局

TEL 03-5610-1129

E-mail businessfair2024@higashin.co.jp

■お問い合わせ

（株）展示構成 担当：塩原・伊藤

TEL 03-3605-5289

FAX 03-3605-4444

E-mail shinsei@tenjikousei.co.jp

目次

	ページ数
1 運営事務局が行う工事および管理について	1
・無償サービスと有償サービスについて	
2 搬入出計画表	2
・搬入出時間と宅配便利用について	
3 ブースイメージ	3
・会場全体図とブースイメージ図	
4 出展物の規制	4
・出展物に関しての制限他	
5 事故防止及び責任	4
・事故が起きた際の責任範囲について	
6 給・排水設備について	5
・給排水設備の状況について	
7 禁止事項	5
・危険物の持込他、制限項目について	
8 諸経費負担	6
・出展費以外で必要となる経費について	
9 出展者証の装着	6
・入場制限に関わる関係者の表示について	
10 装飾・施工規定	7
・会場における様々な制約、制限事項について	
11 設営に当たっての注意事項	8
・搬入から搬出までの様々な注意事項について	
12 注意事項	9・10
・個人情報、著作権などを含む、会期中のお願いや制約について	
13 通達事項	11
・本展示会に関する規約変更、開催中止、契約解除他について	
14 保健所よりの指導	12・13・14
・飲食物の販売を行うにあたっての指導と注意	
・医薬品医療機器の展示、理美容行為、医業類似行為（柔道整復・あん摩はりきゅう）について	

[illegible]

会場全体の小間割およびシステムパネルによる出展者様のブースを設営・撤去を行います。

パッケージブースのパラペットに出展者の社名（店名）を統一書体にて表示させていただきます。

通路上部や会場全体に皆様の出展エリアを区域別に分かりやすく表示を行います。

出展に際し、内容により事前に所轄消防署や保健所等の関係各所の許可を必要とする場合がありますので、該当する出展者は**事前申請書類**にて、できる限り詳細にご記入ください。

出展各社様への搬入出時間に関しては基本的に事務局にて決めさせていただきますが、出展物等の関係で希望時間があるようでしたら**事前申請書類**にて申請をお願いいたします。

※希望を出された場合でも、諸事情により希望通りにならない場合もありますので予めご了承ください。

※搬入口の混雑を避けるため搬入出時間は厳守されますようお願いいたします。

必要に応じて椅子・テーブル等の手配をさせていただきます。
ご要望があれば事前申請書にてお申込みください。
費用に関しては出展者のご負担となりますのでご了承ください。

ブースごとに個別にて照明やコンセント等の電源を供給させていただきます。
ご要望があれば**事前申請書**にてお申込みください。
費用に関しては出展者のご負担となりますのでご了承ください。

※電源（コンセント）の使用に関しては、**事前申請書**にて使用する機器と使用電気容量を必ず記載してください。

申し込み以上の使用は、自社のみではなく他の出展者への電気供給や会場全体の電源に影響を及ぼすため、絶対におやめください。

やむなく申請容量以上の電気を使用する必要がある場合は、必ず使用する前に運営事務局まで連絡し、許可を得てから使用してください。

※上記記載以外でも、事務局は様々なサービスを提供させていただきます。
ご希望、ご質問等ございましたら事務局までお問い合わせください。

[illegible]

※午前9:30から開会式を行います。(予定)

基礎工事施工中は出展者の搬入は一切できません。

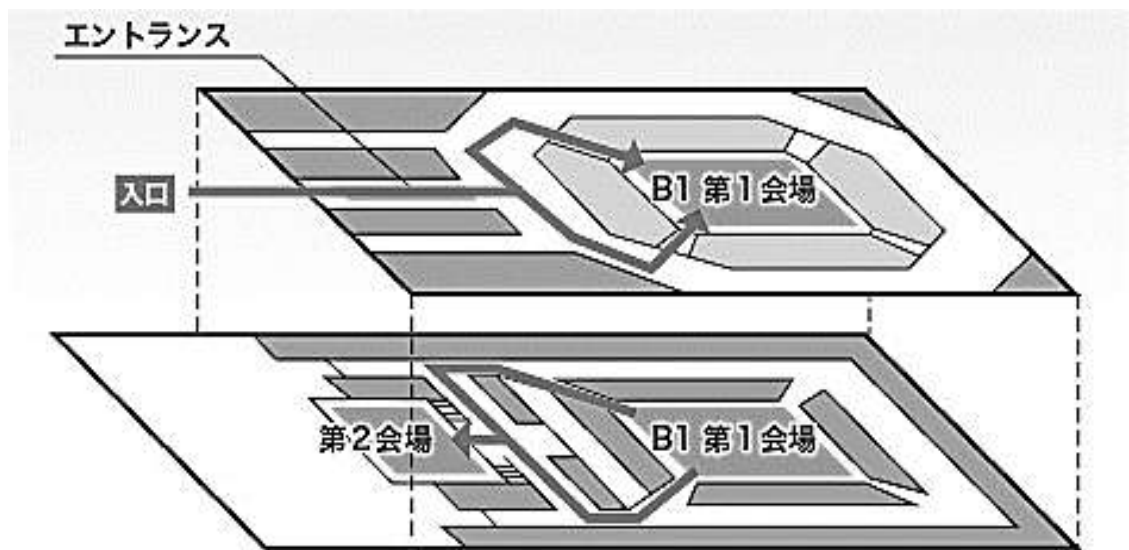
小間番号と搬入時間につきましては、後日ご案内させていただきます。

[illegible]

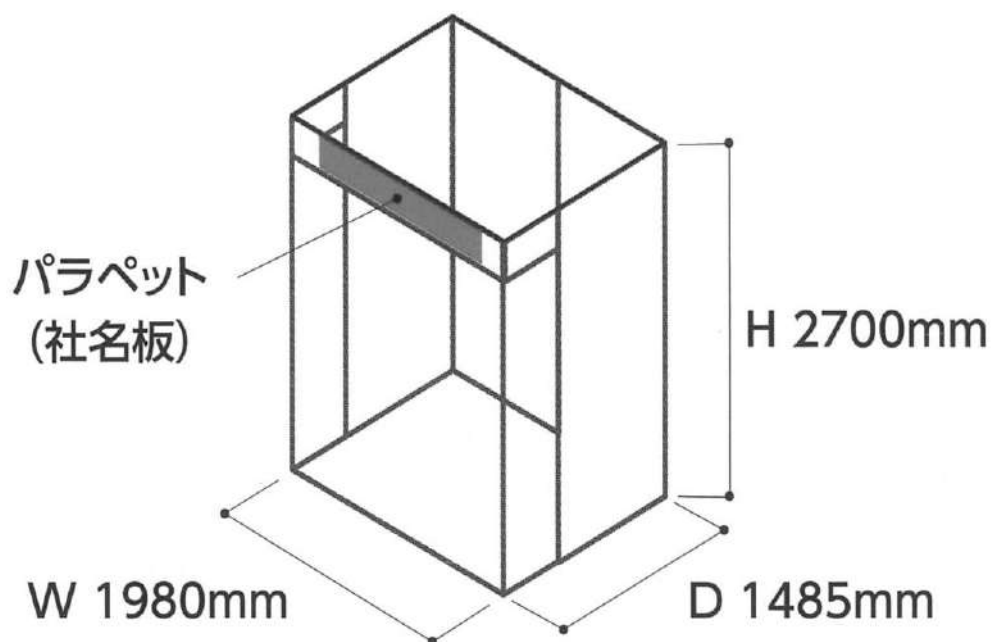
※ 事務局では受取の代行はできませんので、必ず自社にて受け取れるよう手配してください。
 ※ 搬出時の宅配便に関しては各社にてご手配ください。
 ※ 事務局では搬出の際に佐川急便の着払いにて荷物を受付ける事ができますが、荷物のサイズによってはお受けできない場合がございます。また離島への配送はお受けいたしかねますので予めご了承願います。

[illegible]

【会場全体図】



【ブースイメージ】



基礎ブースは、白のシステムパネルで構成されます。

1小間の寸法は、間口1.98m、奥行き1.485m、高さ2.7mで社名板がつきます。

袖のシステムパネルは、99cmで設置しております。

角小間の通路側には側壁は付きません。

[illegible]

全ての出展内容と出展物に関して、事前に主催者に連絡し、その承認を得なければなりません。

- 飲食物の物販を予定されている出展者は、保健所よりの指導（P12）を熟読し、諸事項を厳守してください。
- 次号に該当する製品は出展できません
- ①輸出入・販売禁止品、麻薬またはそれに順ずるもの、その他法律で禁止されているもの
 - ②引火性、爆発性のあるものや放射性危険物
 - ③裸火を使用するもの（但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
 - ④衛生上問題があると思われる製品
 - ⑤所轄行政庁より指示、勧告のあったもの
 - ⑥その他、関連法令の抵触する恐れのあるもの及び公序良俗に反するもの
- 主催者は前項に該当する以外のものでも、本展示会の運営に支障をきたす恐れがあると判断したものに関しては出展中であっても、その製品の規制・撤去、出展の中止等をさせていただく場合があります。
- 主催者は、出展者が「前項2・3により禁止されたもの、もしくは規制されたものを出展していた場合は、出展者に対し該当出展物の出展中止もしくは当該規制に従うよう通知します。通知を受けた出展者は、即時に通知内容を確認し出展物の撤去等の措置をこうじるなど規制に従って対応ください。尚、この際発生する費用は自社負担とし、小間料金等の返却はいたしません。

[illegible]

- その作業の制限もしくは中止を求める場合があります。
- ）自損事故はもとより第三者によって発生した事故に関しても事務局はその責務を負いません。
- ）万一の事故に備えて、出展者は事前に出展物他に対して輸送・展示期間中を通して必要な保険をかける等の措置をとるようにしてください。

6 給・排水設備について

◎出展者個別にてのブース内への給排水設備の供給はできません。

- 1) 基本的には国技館館内の厨房設備をお借りする形となります。
利用を希望する出展者様は**事前申請書**に詳細事項を記入し
お申込みください。
但し、内容と状況に応じてはご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

7 禁止事項

下記における出展者の行為を禁止します

- 1) 本出展契約上の出展者としての地位または権利の全部または一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、または転貸し、あるいは担保を供すること。
- 2) 指定された場所以外での出展現場建物の内外部またはその周辺に看板・展示板・広告標識等を設置または掲示する事（主催者が事前に承認したものは除く）
- 3) 不衛生なもの、悪臭を発するもの他、第三者の迷惑となる物品を搬入すること
- 4) 出展小間を含む出展現場建物に損害を及ぼすような一切の行為
- 5) 共用通路他の自社ブース以外での営業活動
- 6) スピーカーの大音量など、他の出展者の迷惑となる行為
- 7) その他出展規定において禁止された事項
- 8) 危険物の持込について
・火災予防条例23条により、会場内においての喫煙、裸火の使用、危険物の持込は禁止されております。
会場内への持込はできませんので予めご了承ください。

【危険物の種類】

第一石油類	ガソリン、シンナー等
第二石油類	灯油、軽油等
第三石油類	A重油、マシン油等
第四石油類	スピンドル油、ギヤー油、潤滑油、作動油等
動植物油類	変性アルコール、植物油等

その他の火気、危険物品、爆発物（高圧ガスボンベ）等

[illegible]

※ご入金の確認が取れない場合は、供給できない場合があります

- 振込みの際の手数料は出展者様のご負担にてお願いします。

※ご入金の確認が取れない場合は、供給できない場合があります

- [illegible]

2) 出展者証は1小間あたり原則3枚とさせていただき、事前に出展者様に郵送させていただきます。
枚数が足りない出展者は、事前に主催者に申し出て必要枚数を確保してください。

6

[illegible]

1) 高さ制限

- ## 2) 基礎パネルの仕様

- ## 【システムパネル利用にあたっての注意事項】

- ### 3) 装飾業者登録書について

4) 天井構造物について

5) 火気の使用に関して

6) 自社スペースの厳守

7) 設営・装飾作業場の注意

- ## 8) 会場避難経路の確保

- ### 9) 重量物の持込について

- ## 10) 装飾・演出上の注意

- ## 11) 防災処理について

- 7

[illegible]

[illegible]

- ①出展者は、自社小間内での出展物に関するカタログ・パンフレット・チラシ、製品サンプルを自由に配布できますが、そのサンプル等により発生した事故等に関しては出展者の責任となりますので十分に考慮した上でお渡してください。
- ②スピーカーやAV機器等を使用する場合は、音量は75デシベル以下とし、他の出展者に迷惑をかけるような宣伝はご遠慮ください。周辺の状況から他の出展者に著しく迷惑となる場合は事務局より指導させていただきますので、従うようにしてください。又、イベント開催時など必要に応じてボリュームを下げていただく場合があります。
- ③常時ブース内には関係者が常駐できるよう人材を配置してください。

- ①来場者による撮影
 - ・事務局としては会場内での来場者による写真・ビデオの撮影については、特に規制を設けませんので撮影禁止、もしくは好ましくない出展物に関しては自社にて独自で管理してください。
- ②出展者による撮影
 - ・自社以外のブースを撮影する場合は、トラブルを避けるため無断で撮影せず各ブースの許可を得るようにしてください
- ③プレスによる撮影
 - ・運営事務局並びに、主催者企画による撮影班及び運営事務局が認めた報道関係については所定のPRESSバッチまたはそれに順ずるものを携帯しております。差し支えの無い範囲で取材・撮影にご協力ください。

- ①搬入出時の喫煙
- ・搬入出時の喫煙は会場の外の喫煙所をご利用ください。
- ②会期中の喫煙
- ・所轄消防署の指導により、会期中の展示会場内は全面禁煙となります。喫煙の際は、所定の喫煙所をご利用ください。

会期中、外部からの電話の呼び出し等は商談の妨げとなるため一切行いません、予め携帯電話等で連絡がつく方法を決めておいてください。

昼食時等は飲食可能エリアをご利用ください。

- ①出展者は展示会を通じて「個人情報」を取得する場合は、個人情報保護法及び関連法令を遵守した適法かつ適切な取得をお願いします。又取得した「個人情報」についても、法令を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
- ②出展者は展示会を通じて「個人情報」を取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止消去苦情の訴えを受けた場合、法令を遵守した適法且つ適切な対応をとってください。
- ③出展者が展示会を通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報の主体または情報主体と主張する者との間で、紛争等が生じた場合は、両社で協議し、当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際一切の責任を負いません。

※本展示会に際して登録させていただいた出展者ならびに関係者の個人情報は、本企画運営のための連携業務のみに使用いたします。他の目的で使用することはありません。

7) 著作権について

- ①展示会場で音楽や映像を演奏、再生、上映等をする行為は、著作権を侵害する場合がありますので、事前に著作権所有者から利用許可を得る必要があります。

<事例>

- ・生演奏による使用 (ショー、デモ演奏等)
- ・録音物の再生使用 (テープ、CD、MD等を使用したBGM、ショーパフォーマンス等) ※1
- ・上映による使用 (ビデオ、DVD等を使用した上映会等)
- ・放送による使用 (放送受信、イベント用放送等)

- ②ブース装飾・パネル展示等を行う際に他人の著作物、商標、肖像 ※2 を利用する場合についても事前に権利者から許可を得る必要があります。

<事例>

- ・商品・製品見本への使用
- ・パンフレット、ポスター、パネル等での使用
- ・プレゼンテーション、デモンストレーション内での使用

いずれの場合も各社で必要な利用許可 ※3 を得るなど、他人の権利を侵害することのないよう十分にご注意ください。

主催者は著作物・商標等の無断使用、権利侵害の責任は一切負いません。

※1 クラシック音楽等、著作権の保護期間を経過した楽曲の場合でも、市販のCDなどの録音物を利用されると、その楽曲を演奏している演奏者や曲を収録したレコード会社の権利が存続している場合がありますのでご注意ください。

※2 著作物＝キャラクター、イラスト、デザイン、写真等
商標＝企業ロゴ、商品ロゴ、トレードマーク等
肖像＝タレント、著名人等

※3 利用許可は権利を所有している企業に直接問い合わせるか、著作物の種類によっては権利を集中管理している団体（例えば音楽の著作物は、（社）音楽著作権協会（JASRAC）などの管理事業者が仲介業務を行っている）がありますので、使用規定や使用料をご確認の上、ご使用ください。

[illegible]

[illegible]

本展示会開催にあたり、食品の取り扱いに関して墨田区保健所からの指導内容に基づき基準を定めています。

- ①販売を行う全ての食品は、食品表示法に基づき食品表示をラベルシール等で必ず行なうこと。
- ②出展ブース内での調理、加工及び製造等の行為は一切できません。
※コーヒー、紅茶等の飲料を注ぐ、お湯を沸かす等はブース内で可能です。
- ③試食の為の切り分け等の作業は館内厨房施設を利用すること。
※販売を目的とした調理行為(加熱含む)は館内厨房施設ではできません。
あらかじめ自社で調理した上で包装し、食品表示付きでの販売をお願いします。
- ④食品表示に基づいた保管方法(常温、冷蔵、冷凍)を厳守すること。
※保冷容器は温度が保証されない為、認められません。冷凍・冷蔵庫の利用をお願いします。
- ⑤魚介類(魚・貝・しらす等)の生もの、生肉、生クリーム取り扱いできません。
- ⑥取り扱う食品はあらかじめ、事前の申請用紙にて食品の内容、保管方法、販売・試食の提供方法を明確にし、提出すること。
- ⑦客が使用した容器等の処理は原則として販売者の責任で行うこと。

※下記に該当食品でも、調理作業（加熱・盛付等）は出展ブース内では一切できません。
調理を必要とする食品の試食・試飲を行う場合は、必ず館内厨房施設をご利用ください。

分類	飲食店行為として扱うことのできる食品
煮物類	・事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの
焼物類	・事前に仕込み（細切等）し、冷蔵した具をその場で焼いたもの ・焼き鳥（鶏肉以外を含む）、焼肉類にあっては、その場において短時間で中心部まで加熱が十分にできる大きさ（一口サイズ）に事前に加工したもの
お好み焼き類	・その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み（細切等）した具材をその場で混ぜ合わせて焼いたもの ・ピザ類にあっては、許可施設で製造されたピザ生地に事前に細切りした具をのせて、その場で焼いたもの
茹物・蒸物	・農産物や事前に仕込みした具材をその場で茹でるか、蒸したもの
めん類 （焼きそば類等）	・焼きそば ・焼きそば類似品にあっては、焼きそばと麺の種類が異なるだけで、水さらしなどの工程がなく、焼きそばと調理工程が同等のもの（例：焼きビーフン、チャプチェなど） ・即席カップ麺
揚げ物類	・事前に仕込み（細切等）した具を、その場で調整した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの
喫茶類	・事前に調整した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、茶菓子、甘味食品
ドッグ類	・ソーセージ類をそのまま、もしくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの ・ホットドッグ類 ・ハンバーガー類（パンに熱調理した食肉ミンチ等をはさんだもの）
レトルト食品 無菌包装米飯	・その場で加熱し、またはそのままで盛り付けて提供するもの

酒類	・日本酒、ビール、焼酎等 ・ビールサーバーによる提供に当たっては、専門業者により管理調整されたサーバーを用いること ※翌日の持ち越し不可
----	--

※アルコール類の販売に関しては別途税務署への届出が必要になりますので、各社にて届出をお願いします。

表 3 分類 菓子製造行為として取り扱うことのできる食品

分類	菓子製造行為として取り扱うことのできる食品
焼菓子類	・事前に仕込み（混合、成型等）した具を、その場で焼いたもの
揚菓子類	・事前に仕込み（混合、成型等）した具を、その場で揚げたもの
団子菓子類	・事前に団子に成型したものを、その場で焼くか蒸すかし、それに事前に仕込みした具をからめたもの
まんじゅう類	・事前に仕込み（混合、成型等）したまんじゅうを、その場で加熱したもの
餅菓子類	・事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの
あめ菓子類	・事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子
その他	・果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの） ・蒸パン

・館内厨房施設の利用について

- ①ご利用の際は事前の申請用紙にて申請をお願いします。
- ②申し込み多数の場合は、時間割をさせていただくか、場合によってはご利用できない可能性がありますので、予めご了承ください。
- ③厨房内にはコンセントがありません。電磁調理器を持参し使用する場合は事前申し込み(有料)をお願いします。
- ④試食、試飲の為の調理、仕込み等でのご利用となります。販売目的の厨房利用はできません。
- ⑤水道のご利用のみの場合は申請の必要はありません。
- ⑥厨房内で発生したゴミは各出展者様でお持ち帰りをお願いします。

・食品取り扱いに関しての申請書について

- ①食品に関しての申請書に基づき、事務局側で墨田区保健所に申請を行います。提出がない場合、当日の取り扱いができない場合がありますのでご注意ください。
- ②試飲、試食のみの場合も申請が必要です。
- ③販売する食品によっては追加で書類を提出していただきます。
※例 食肉製品(ハム、ソーセージ等)を販売する場合は別途「営業届」が必要になります。
- ④アルコール類の販売に関しては、別途税務署への届出が必要になりますので各社にて届出をお願いします。

・保健所の立会いについて

会期当日に提出いただいた申請内容を基に保健所の立会い指導があります。食品表示、保管方法、取り扱い方法の確認がありますので各出展者ごとに対応をお願いします。場合により食品の取り扱いができなくなる可能性もございますので原則厳守をお願いします。

・その他ご不明点について

食品の取り扱いに関してご不明点は開催事務局までお願いします。

■医薬品医療機器の展示、理美容行為、医業類似行為（柔道整復・あん摩はりきゅう）などについて

会場で医薬品医療機器の展示、理美容行為、医業類似行為（柔道整復・あん摩はりきゅう）などを行う場合は保健所への届出など手続きが必要なものがあります。

該当する出展者は事務局へお問い合わせ下さい。

【手続きが必要な事業の例】

①医療品医療機器等法（旧薬事法）

医療機器を販売・貸与（その目的での陳列を含む）する場合

→管理医療機器販売業・貸与業の届出

高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請

②美容師法

美容行為（まつ毛エクステンションも該当）を行う場合

→美容所開設の届出

ネイル施術のみの場合

→届出は不要だが衛生管理指針に沿って行うこと

③柔道整復師法、あん摩はりきゅう師法

各施術を行う場合

→施術所開設の届出

以上、ご不明な点がございましたら事務局まで個別にてお問い合わせください。内容により保健所に確認の上、ご連絡させていただきます。